

鳥を飼っている皆さんへ

## 鳥に異常があったら連絡を!!

▼通報・お問い合わせ

県南家畜保健衛生所 ☎0957(68)1177

農林水産部 農林課 ☎050(3381)5060

鶏に限らず、ほかの鳥に対しても病原性および感染力の強い病気があります。(高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病)。愛玩鳥を飼われる場合には、次の点に注意してください。

### ◆健康状態をよく観察しましょう

毎日よく観察して、突然、元気がなくなったとき、数日の間に大半が死んでしまったときは、家畜保健衛生所に連絡ください。



特に関心の高い鳥インフルエンザの主な臨床症状は、肉冠(とさか)・肉垂のチアノーゼ(紫色に変化)、出血・壊死、顔面の腫れ、脚部の皮下出血、産卵低下または停止、神経症状(うずくまり)、呼吸器症状(咳など)、下痢などであるが、急死例ではこれらの病変が認められないことが多い。

### ◆定期的な清掃・消毒を心がけましょう

＜一般に使用されている消毒薬＞

#### ●塩化ベンザルコニウム(オスバンなど)

一般の薬局などで販売されています。

希釈濃度：500倍

方法：噴霧器などで、鳥小屋全体にかけてください。

#### ●消石灰

農協、ホームセンターなどで販売されています。床面に散布してください。

### ◆野鳥との接触を避けましょう

野鳥が病気を持ち込むことがあるので、放し飼いは避け、鳥小屋に野鳥が入らないよう防鳥ネットなどで覆ってください。

病気は、予防と早期の発見が重要です。お気軽に家畜保健衛生所にご相談ください。

## 農業用施設からの油流出 事故をなくしましょう!

▼お問い合わせ 農林水産部 農林課

☎050(3381)5060

近年、県内では、農業用施設からの油流出事故が相次いで発生しています。いったん流出すると、回収が大変困難で、農産物への被害も深刻です。

一般に農業用施設で使用される油類(重油・軽油)は、火災予防条例で「指定数量未満の危険物」としての貯蔵、取り扱いが定められています。適正な管理に努めましょう。

一定数量の危険物を貯蔵する場合には、消防署への届け出が義務付けられています

#### ●ガソリン

40ℓ以上、200ℓ未満

#### ●軽油

200ℓ以上、1,000ℓ未満

#### ●重油

400ℓ以上、2,000ℓ未満

危険物を貯蔵する場合は「防油堤」の設置が必要で

坊油堤とは、重油タンクなどから危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための金属板やコンクリートなどでできた受け皿、囲いのこと。タンクの全量を収納できることが条件です。

※日ごろから施設の点検を行い、事故の再発防止に努めましょう。

※万が一、事故が発生した場合には、消防署および市役所へ連絡しましょう。

## 20歳からの備え 国民年金

▼お問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金班

☎050(3381)5040

新たに成人の仲間入りされた皆さん、成人おめでとうございます。

日本に住む20歳から60歳までのすべての人は国民年金に加入することになります。国民年金に加入し、保険料を納めることは、大人への第一歩であるだけでなく、将来、年金を受ける権利を得ることもあります。

国民年金は、世帯と世代の支え合い

国民年金などの公的年金は、誰もが訪れる老後の生活を保障するものです。また、老後だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの障害年金、夫に先立たれたときの遺族年金など、万が一の備えとしても大事な制度です。そして、これらはすべて、国民年金に加入することから始まります。とはいえ、求職中で収入

がない場合など、保険料の納付が困難な場合もあるでしょう。この場合には、「保険料納付猶予制度(20歳代用)」や「学生納付特例制度」などの制度もあるので、必要な場合は利用してはいかがでしょうか。詳しくは、お問い合わせください。

## 中小企業者に対する利子補給制度新設

▼お問い合わせ

企画振興部 商工観光課 商工・企業誘致班

☎050(3381)5032

市では、中小企業者の円滑な資金調達を目的に利子補給制度を設けました。

県の融資制度である「地域産業対策資金(原油高騰対策)」の融資を受けた事業者(市内在住)などが対象となっています。該当し、利子補給を希望す

る事業者などは、まずはお電話にてお問い合わせください。

●事業名 南島原市地域産業対策資金(原油高騰対策) 利子補給補助金  
●事業内容 利子償還額の3分の1以内を補助

南島原市商工会では、経営に関するご相談、補助制度の紹介を行っています。

こちらでもご利用ください。

お問い合わせ 南島原市商工会

☎0957(76)1500

## 償却資産(固定資産税)の耐用年数が変わります

▼お問い合わせ

市民生活部 税務課 資産税班

☎050(3381)5023

平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械および装置(390区分↓55区分)を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。お持ちの機械などのうち今回の改正で耐用年数が変わるものについては、申告する際に注意が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

改正後の耐用年数は、決算期に関わりなく、所有するすべての償却資産の平成21年度分の固定資産税から適用されます。

平成21年度分の評価額の計算は、前年(平成20年度)の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。資産の取得日にさかのぼって再計算するものではありませんのでご注意ください。

毎年の資産の増減のみ申告されている場合、昨年までに申告した資産について、南島原市の償却資産台帳に登録されているもので、今回の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。

詳細(改正分新旧対照表・計算例・償却率等)は、ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。